

**E T Fの組成形態に関する上場廃止基準等の見直しに伴う
有価証券上場規程等の一部改正について**

目 次

(ページ)

1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表	3

以上

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第1112条 上場内国E T F 及び上場内国商品現物型E T Fは、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。</p> <p>(1)～(2)の3 (略)</p> <p>(3) 上場E T Fが、次のaからkまで(公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券に該当する上場内国E T Fにあってはbの(c)、bの2からbの5まで及びiの2を除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する上場内国E T Fにあってはbの(h)、bの2からbの5まで及びiの2を除き、上場内国商品現物型E T Fにあってはa、b及びbの6を除く。)のいずれかに該当する場合</p> <p>a 上場E T Fが、次の(a)又は(b)に該当する場合 <u>(a)に規定する受益証券から(b)に規定する受益証券に変更される場合又は(b)に規定する受益証券から(a)に規定する受益証券に変更される場合において、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして、施行規則で定める事項を勘案し、当取引所が認めるときを除く。)</u></p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>b～k (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第1112条 上場内国E T F 及び上場内国商品現物型E T Fは、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。</p> <p>(1)～(2)の3 (略)</p> <p>(3) 上場E T Fの銘柄が、次のaからkまで(公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券に該当する上場内国E T Fにあってはbの(c)、bの2からbの5まで及びiの2を除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する上場内国E T Fにあってはbの(h)、bの2からbの5まで及びiの2を除き、上場内国商品現物型E T Fにあってはa、b及びbの6を除く。)のいずれかに該当する場合</p> <p>a 上場E T Fが、次の(a)又は(b)に該当する場合</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>b～k (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

付 則

この改正規定は、平成25年7月17日から施行する。

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(監理銘柄の指定の取扱い)	(監理銘柄の指定の取扱い)
第946条 (略)	第946条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前2項の場合における監理銘柄への指定期間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から当取引所が当該上場外国指標連動証券信託受益証券を上場廃止するかどうかを認定した日までとする。 (1)～(6) (略) (7) 第1項第10号の場合 相関係数が0.9未満となったことを当取引所が確認した日の翌日 (8)・(9) (略)	3 前2項の場合における監理銘柄への指定期間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から当取引所が当該上場外国指標連動証券信託受益証券を上場廃止するかどうかを認定した日までとする。 (1)～(6) (略) (7) 第1項第10号の場合 相関係数が0.9未満となった日の翌日 (8)・(9) (略)
4 (略)	4 (略)
(上場廃止基準の取扱い)	(上場廃止基準の取扱い)
第1113条 (略)	第1113条 (略)
2 (略) (削る)	2 (略) 3 規程第1112条第1項第3号aからbの2までのいずれか、同条第2項第3号b又は同条第3項第5号bに該当することとなる投資信託約款、信託約款若しくはこれに類する書類又は規約若しくはこれに類する書類の変更を行う場合において、上場ETFに係る管理会社又は外国投資法人から当該投資信託約款、信託約款若しくはこれに類する書類又は規約若しくはこれに類する書類の変更が確定した旨の書面による報告を受けたときは、同条第1項第3号、同条第2項第3号又は同条第3項第5号に該当するものとして取り扱う。
3 (略)	4 (略)
4 (略)	5 (略)

5 規程第1112条第1項第3号aに規定する 施行規則で定める事項とは、次の各号に掲げる 事項をいう。	(新設)
(1) <u>投資信託財産の種類の変更に伴うカ ウンター・パーティの信用状況の変更内 容</u>	
(2) <u>信託報酬の変更内容</u>	
(3) <u>設定方法及び交換方法の変更内容</u>	
(4) <u>その他前3号に掲げる事項に準ずる ものとして当取引所が適当と認める事項</u>	
6 規程第1112条第1項第3号aからbの2 までのいずれか、同条第2項第3号b又は同条 第3項第5号bに該当することとなる投資信託 約款、信託約款若しくはこれに類する書類又は 規約若しくはこれに類する書類の変更を行う場 合において、上場E T Fに係る管理会社又は外 国投資法人から当該投資信託約款、信託約款若 しくはこれに類する書類又は規約若しくはこれ に類する書類の変更が確定した旨の書面による 報告を受けたときは、同条第1項第3号、同条 第2項第3号又は同条第3項第5号に該当する ものとして取り扱う。	(新設)
7 (略)	6 (略)
8 (略)	7 (略)
9 (略)	8 (略)
10 (略)	9 (略)
11 (略)	10 (略)
12 (略)	11 (略)
13 (略)	12 (略)
14 (略)	13 (略)
15 (略)	14 (略)
16 (略)	15 (略)
(監理銘柄の指定の取扱い)	(監理銘柄の指定の取扱い)
第1115条 (略)	第1115条 (略)
2 (略)	2 (略)

3 前2項の場合における監理銘柄への指定期間は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める時から当取引所が当該上場 E T F を上場廃止するかどうかを認定した日までとする。

(1) ~ (3) (略)

(4) 第1項第6号に該当する場合

相関係数が0.9未満となったことを当取引所が確認した日の翌日

(5) ~ (6) (略)

4 (略)

3 前2項の場合における監理銘柄への指定期間は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める時から当取引所が当該上場 E T F を上場廃止するかどうかを認定した日までとする。

(1) ~ (3) (略)

(4) 第1項第6号に該当する場合

相関係数が0.9未満となった日の翌日

(5) ~ (6) (略)

4 (略)

付 則

この改正規定は、平成25年7月17日から施行する。